

春日井市シルバーリーダー（高齢者交通安全指導員）設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者の交通安全対策の一環として、老人クラブにおける交通安全教育推進体制を充実させるとともに、老人クラブの非加入者に対しても交通安全教育を推進することにより、高齢者全体の交通安全に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、シルバーリーダー（高齢者交通安全指導員）を設置し、その必要な事項を定めるものとする。

（シルバーリーダーの設置）

第2条 シルバーリーダーは、市内の老人クラブごとに各1名を選出し、別紙「シルバーリーダー推薦書」（別記様式）により、市長へ届け出するものとする。

（任務）

第3条 シルバーリーダーは高齢者の交通事故防止に関し、以下の活動を行う。

- (1)老人クラブ内における交通安全教育の推進充実を図ること。
- (2)市及び関係機関が行う交通安全講習会等に積極的に参加すること。
- (3)老人クラブに参加していない個々の高齢者を直接訪問し、交通安全知識の普及活動を行うこと。

（任期）

第4条 シルバーリーダーの任期は1年とし、再任は妨げないものとする。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

シルバーリーダー推薦書

春日井市長 伊藤 太 様

老人クラブ名 _____

会 長 名 _____

下記の者をシルバーリーダーに推薦します。（該当する番号に○をつけて下さい）

1 年度と同じ人

2 年度新規（下記のとおり）

ふりがな	
氏 名	
TEL	
住 所	〒 _____ _____ 町 _____ 丁目 _____ 番地 _____ 台